## 財形年金預金「ワイド型」

(2015年4月27日現在)

1. 商品名と概要 財形年金預金 (積立定期預金) (愛称:財形年金預金「虹の預金 (ワイド型)」・・・財形年金預金「財形年金は、財形住宅と合わせて 550 万円まで非課税とす。非課税のメリットを活かして、将来の資金づくりができ ・ 当金庫と財形貯蓄に関する覚書を締結している企業等に			
財形年金は、財形住宅と合わせて 550 万円まで非課税とす。非課税のメリットを活かして、将来の資金づくりができ			
す。非課税のメリットを活かして、将来の資金づくりができ	よりま		
2. ご利用いただける方 ・ 当金庫と財形貯蓄に関する覚書を締結している企業等に	ます。		
2. ご利用いただける方 ・ 当金庫と財形貯蓄に関する覚書を締結している企業等に			
	勤務され		
ている勤労者の方			
・ 新規契約は 55 歳未満の方			
なお、勤労者1人1契約に限られているため、他の金融機	と複数		
の契約はできません。			
3. 期間 ・ 積立期間 5 年以上とし、毎年定期(1 回以上)に積み立て	ていただ		
きます。			
・ 年金受取開始日までに、積立終了日から6か月以上5年以	・ 年金受取開始日までに、積立終了日から6か月以上5年以内の据置		
期間が必要です。			
4. お預け入れ方法			
(1) お預け入れ方法 毎月の給与および夏季・年末一時金からの天引きによるお積	み立て		
(2) お預け入れ金額 1回当たり 1,000円以上	1回当たり 1,000円以上		
(3) お預け入れ単位 1,000円単位			
5. 払い戻し方法・ 積立期間および据置期間内での払い戻しはできません。			
・ 満 60 歳以降、5 年以上 20 年以内の期間にわたり年金とし	てお支払		
いたします。			
・ お受け取りは、毎月、2か月ごと、3か月ごと、4か月ご	と、6か月		
ごと、1年ごと(支払周期)から選択することができ、こ	指定の口		
座(労働金庫の口座に限ります)をお振り込みいたしまっ	۲.		
・ 受取日は1~28日の任意の日をご指定できます。			
6. 利息			
(1) 預入商品・適用金利 ・ 各預入時に、ワイド定期でお預かりし、財形年金預金「!	フイド型」		
の利率を適用します。			
・ 年金元金計算日(年金支払開始日前のあらかじめ指定され	た支払周		
期を遡った応当日)前1年ごとの応当日を「まとめ日」。	こします。		
・ ワイド定期は、預入日から3年後応当日を最長預入期限、	預入日か		
ら2年を超えて3年以下の間にあるまとめ日を満期日と1	」ます。 預		
入日から年金元金計算日までの期間が3年以下となる場合	計は、年金		
元金計算日を満期日とする以下の定期預金・利率を適用し	<b>)ます。</b>		

(1) 預力	入商品・適用金利	預入期間1年以上3年以下	預入日から3年後応当日を最長預入期限 とするワイド定期でお預かりし、財形年		
		預入期間1年未満	金預金「ワイド型」の利率を適用します。 スーパー定期でお預かりし、財形年金預 金「スーパー型」の利率を適用します。		
		・ まとめ日において満期日の到来した預入をワイド定期に一口にと			
		りまとめて継続し、当該まとめ日における財形年金「ワイド型」の			
		利率を適用します。			
(2) 利拮	公い方法	年金支払日に元金とともにお支払いたします。			
(3) 計算	草方法	ワイド定期(付利単位1円、1年を365日として日割計算で1年ごとの			
		複利) あるいはスーパー定期(付利単位1円、1年を365日として日割			
		計算で単利)での計算方法を適用します。			
7. 税金		・ 財形住宅と合算で元金(継続時に元金に組入れた利息を含みます。)			
		合計 550 万円までの利息が非課税となります。			
		・ 非課税限度額を超過した場合(超過前の預入金に係る利息も含みま			
		す。) は、その後に発生する利息はすべて 20.315%の源泉分離課税			
		(国税 15.315%・地方税 5%) となります。			
		* 復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から			
		2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税(国			
		税 15.315%、地方税 5%)となります。			
		・ 年金としての受け取り以外の目的で払い戻しの場合は全額解約と			
		なり、原則解約日以前5年内に支払われた利息および中途解約利息			
		について課税されます。ただし、年金支払い開始以後5年超の場合			
		には、中途解約支払利息のみに課税されます。			
8. 付加でき	きる特約条項				
9. 満期日前	満期日前解約(中途解約) 満期日前に解約(中途解約)する場合の利息は、預入ごとにお預け入				
の取り扱い 日から解約日の前日までの日数について、以下の中途解約利率(小			数について、以下の中途解約利率 (小数点		
		第4位以下切り捨て)により計算します。			
		(1) ワイド定期の場合 (1年複利計算)			
		中途解約日までの期間	中途解約利率		
		6か月未満 6か月以上1年未満	中途解約日における普通預金の利率 「2年以上」利率×40%		
		1年以上1年6か月未満	「2年以上」利率×50%		
		1年6か月以上2年未満 2年以上2年6か月未満	「2 年以上」利率×60% 「2 年以上」利率×70%		
		2年以上2年6か月末個	「2年以上」利率×70%		
*お預け入れ日から年金元金計算日までの期間が2年未満となる場は、当金庫所定の財形年金「ワイド型」の「2年未満」利率を終 利率とします。					
		(2) スーパー定期の場合(単利計算)			
		中途解約日までの期間	中途解約利率		
		6か月未満	中途解約日における普通預金の利率		
		6か月以上1年未満	約定利率×50%		

10. 預金保険制度   この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内(1 預金	:者あたり当		
金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1	金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円ま		
でとその利息)で保護されます。	でとその利息)で保護されます。		
11. 金利情報の入手方法 当金庫ホームページをご覧いただくか、当金庫担当者または	窓口にお問		
い合わせください。			
12. 苦情処理措置(ろうきんへ) ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お	取引店また		
の相談・苦情・お問い合わせ) は下記のフリーダイヤルをご利用ください。			
【窓口:長野県労働金庫お客様相談ダイヤル】0120-606-15	【窓口:長野県労働金庫お客様相談ダイヤル】0120-606-150		
受付時間 平日 9時~17時	受付時間 平日 9時~17時		
なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用	意しており		
ますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをごり	覧ください。		
ホームページアドレス http://www.nagano-rokin.co.jp	1/		
13. 紛争解決措置(第三者機関に ・ 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、	第一東京弁		
問題解決を相談したい場合) 護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁	·護士会仲裁		
センター (電話:03-3581-2249) で問題の解決を図るこ	とも可能で		
すので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お	客様相談ダ		
イヤルまたはろうきん相談所にお問い合わせください。			
・また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護	士会)に直		
接お申し出いただくことも可能です。	- ) - STUTES .		
なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまに			
ただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な 士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を	_ , . , ,		
で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護			
を移管し解決する方法(移管調停)もあります。	[工工(二]][[]]		
詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談ダイヤルま	たはろうき		
ん相談所にお問い合わせください。	,		
【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288			
受付時間 平日 午前9時~午後5時			
14. その他参考となる事項			

## 長野県労働金庫